

事業案内 手話通訳者派遣

一般社団法人群馬県聴覚障害者連盟は、聴覚障害者の福祉の増進を図ることを目的に、主催者に費用を負担していただいて手話通訳者の派遣を行っております。

対象

国機関、官公庁、企業、団体等による、講演会、大会、研修等へ、群馬県認定手話通訳者を派遣します。

費用（手話通訳者一人当たり）

	1時間まで	1時間半まで	2時間まで	2時間半まで	3時間まで	以降30分ごと
手話通訳者料金	3,500円	5,000円	6,500円	8,000円	9,500円	1,500円加算
事務手数料	5,000円					
手話通訳者旅費	実費（旅費規定により請求させていただきます。）					

▼キャンセル料について

キャンセルの受付		手話通訳料	通訳者旅費	事務手数料	備考
派遣の5営業日前の正午～2営業日前の正午まで		—	—	5,000円	※時間変更や、派遣人数減の場合も適応
派遣の2営業日前の正午～派遣の前日		3,500円	—	5,000円	
派遣当日	手話通訳者の移動なし	3,500円	—	5,000円	※時間変更や、派遣人数減の場合も適応
	手話通訳者の移動あり	3,500円	実費	5,000円	

▼その他

【手話通訳料金】待ち合わせ、打合せの時間を含みます。

【早朝、夜間の派遣】午後5時～翌日午前8時の間は、割増し料金をいただきます。

【映像、動画挿入】手話通訳者料金15,500円。旅費と事務手数料は上記のとおり。

【営業日】当事務所の開所日、受付時間のとおり。

※詳しくはお問い合わせください。

お支払方法

終了後、請求書をお送りします。指定口座にお振込みください。

その他

- 短時間の個人対面通訳を除き、原則として手話通訳者複数派遣となります。
- 長時間の場合、午前・午後・夜間に分け、それぞれ複数の派遣を原則としています。
- 県外の派遣や特殊な知識や技術を要するご依頼は、ご相談のうえ決めさせていただきます。

（令和7年4月1日改定）

一般社団法人群馬県聴覚障害者連盟 群馬県手話通訳派遣事務所



住所：〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター1階

TEL:027-280-4151 FAX:027-280-4182

E-mail:tuuyakuhaken@deaf-gunma.com

ホームページ <https://www.deaf-gunma.com/>

受付時間：平日の午前9時00分～午後5時00分（年末年始・土日祝日を除く）